



銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年2月26日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子
長野県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項中「第11条第1項第6号」を「第11条第1項第4号」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第11条第1項第14号」を「第11条第1項第12号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第11条第1項第15号」を「第11条第1項第13号」に、「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第11条第1項第16号」を「第11条第1項第14号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第11条第1項第17号」を「第11条第1項第15号」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第5項とする。

第8条中「第37条後段」を「第36条後段」に、「様式第10号」を

「様式第9号」に改める。

第8条の2第1項を削り、同条第2項中「第76条第1項第6号」を「第76条第1項第4号」に、「様式第10号の2」を「様式第10号」に改め、同項を同条とする。

第10条中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改める。

第11条の見出し中「模造けん銃製造等」を「模造拳銃製造等」に改め、同条中「第103条第5項（府令第104条第2項）」を「第102条第5項（府令第103条第2項）」に、「模造けん銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」を「模造拳銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」に改める。

第13条を削る。

様式第2号の2及び様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とし、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号を様式第8号とし、様式第10号を様式第9号とし、様式第10号の2を様式第10号とする。

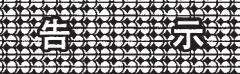
様式第11号中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改める。

様式第12号中「模造けん銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」を「模造拳銃・模擬銃器製造（輸出）事業廃止届出書」に、「模造けん銃・模擬銃器の」を「模造拳銃・模擬銃器の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

生活安全企画課



長野県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定した年月日 |
|--------------|----------------|-----------|
| 清水医院 | 飯田市三日市場1065-1 | 平成27年2月1日 |
| 南山堂薬局 駒ヶ根店 | 駒ヶ根市下平2934番336 | 平成27年2月1日 |
| ウェルシア薬局諏訪四賀店 | 諏訪市大字四賀1735 | 平成27年2月1日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

変更前の医療機関の
名称及び所在地

安曇野ストレスケアクリニック
安曇野市穂高有明9980-4

変更後の医療機関の
名称及び所在地

安曇野ストレスケアクリニック
安曇野市穂高有明9982-7

変更した年月日

平成26年12月24日

保健・疾病対策課

長野県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年2月26日

| 医療機関の名称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------|
| 清水医院 | 飯田市三日市場1065-1 |
| 有限会社 戸田薬局 | 諏訪市四賀3049-7 |
| 吉田岡沢薬局 | 長野市吉田2-1-27 |
| 長池薬局 | 長野市北長池1408-1 |

| |
|-------------|
| 長野県知事 阿部守一 |
| 辞退予告期間終了年月日 |
| 平成26年12月31日 |
| 平成26年12月31日 |
| 平成26年12月31日 |
| 平成27年1月1日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第72号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | 指 定 有効期限 |
|-------------|------------------|------------|-------------|
| 株式会社乾光精機製作所 | 下伊那郡高森町山吹8685番地1 | 平成27年2月12日 | 平成27年3月31日 |

産業立地・経営支援課

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第73号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市伊那7119の6から7119の10まで、7119の13、7119の69から7119の75まで、7119の78から7119の81まで、7119の83から7119の87まで、7119の98、10001の80

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

長野県告示第74号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市宮川字安国寺3372の37・3372の53（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3372の39

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字安国寺3372の39・3372の53（以上2筆について次の図に

示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第75号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の13、292の109、292の210、626、732の1、734の1、734の4、736の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第76号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村葛島872の11、876の1、913の1、914の2、1679の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染3194のロ（次の図に示す部分に限る。）、3226

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第78号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市刈谷原町字茶臼山990の27、990の28

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第79号

須坂市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（都市計画図修正）

2 作業期間

平成26年4月16日から平成27年2月17日まで

3 作業地域

須坂市

建設政策課

都市・まちづくり課

更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画一団地の官公庁施設 長野一団地の官公庁施設

2 都市計画を定める土地の区域

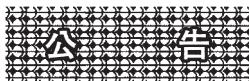
平成6年長野県告示第731号の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

長野県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年3月22日（日）午前10時から
- (2) 開催場所 下諏訪総合文化センター 2階 集会室（諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611-40）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・4・7号高浜線
 - 3・4・8号田中線
 - 3・5・10号鷹野町春宮線
 - 3・3・11号湖岸通線
- (2) 変更案の閲覧

公告の日から平成27年3月20日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成27年3月13日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、下諏訪町役場

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。